

ガイドライン改訂に当たっての条件整理

1. 都市公園の特徴とガイドライン改訂に当たっての留意事項

- 都市公園は全国に約11万箇所あり、公園の規模や設置施設、立地条件などは公園によって大きく異なり、利用者数・滞在時間、管理形態も公園によって様々。
- 都市公園の大部分は最も身近な街区公園であるが、他の種別公園と比較して、面積が小さく、設置施設は限定的であり、在園時間は短く、管理者が常駐していない公園が大半。
- 都市公園のバリアフリーのガイドラインは、基本的に全ての公園が適用対象になり得ることから、改訂に当たり、こうした都市公園の多様性にも留意する必要あり。

【都市公園の種別ごとの箇所数・平均面積】

種類	種別	箇所数	平均面積(ha)
住区基幹公園 (身近な公園)	街区公園	89,192	0.16
	近隣公園	5,813	1.8
	地区公園	1,626	5.3
都市基幹公園	総合公園	1,376	19.0
	運動公園	832	15.5
大規模公園	広域公園	220	68.9
	レクリエーション都市	6	94.8
緩衝緑地等	特殊公園	1,368	10.1
	緩衝緑地	241	7.8
	都市緑地	8,987	1.8
	都市林	160	5.9
	広場公園	350	0.47
	緑道	983	0.95
国営公園		17	253.2
合計		111,171	1.1

出典：令和元年度末都市公園等整備現況調査

【主な公園種別ごとの利用状況・管理体制】

種類	種別	管理者が常駐している公園の割合	10月の休日の利用状況		
			日利用者数(人)	在園時間(分)	公園までの平均移動時間(分)
住区基幹公園 (身近な公園)	街区公園	2%	222	1.30	13.3
	近隣公園	12%	811	1.44	17.3
	地区公園	47%	1,418	1.41	18.3
都市基幹公園	総合公園	79%	4,090	2.07	25.9
	運動公園	71%	4,798	1.89	31.7
大規模公園	広域公園	96%	4,746	2.99	43.3

出典：平成26年度都市公園利用実態調査（全国273公園を対象としたサンプル調査）



子どもの遊び場など身近なレクリエーションの場になっている小規模な公園



広域化・多様化するレクリエーション需要に対応している広大な国営公園

2. ガイドラインの位置付け・記載対象

- 当初策定時のガイドライン（平成20年）は、バリアフリー法や都市公園移動等円滑化基準の制定を踏まえ、地方公共団体等における当該法令の円滑な運用を図るための技術的指針として、特定公園施設のバリアフリー化の詳細を定めたもの。
- 平成24年の改正では、ガイドラインの対象となる公園施設（ベンチ・野外卓）、障害者等への情報提供等のソフトの取組を追加するとともに、取組事例を掲載し、内容を充実。
- 今般の改正では、ソフトの取組について、改正バリアフリー法や基本方針に紐付ける形で、項目・内容を追加するとともに、今般のバリアフリーを取り巻く情勢を踏まえて記載事項を全般的に見直し。
- ガイドラインの性質上、掲載が困難な事項についても、公園管理者等の気付きを促し、都市公園のバリアフリー化の推進につなげるため、別途、取組事例集を作成することを検討。あわせて、説明会・研修等による普及啓発等を通じて、積極的にバリアフリーの情報発信をしていくことを検討。

黒字：ガイドラインの当初策定時から位置付けあり 青字：H24改訂時に追加 赤字：今回改訂時に追加予定

項目		都市公園移動等円滑化基準	移動等円滑化に関する基本方針	ガイドライン		取組事例集（検討中）
				本文	事例	
ハード	特定公園施設	バリアフリー化の数値基準等	—	バリアフリー化の詳細な整備内容	・本文の記載に基づく取組 ・一般性の高い先進的な取組	+ ・ガイドライン掲載事例よりも更に具体的かつ詳細な取組 ・ガイドラインにとらわれないバリアフリーの取組
	その他の施設	—	—	【ベンチ・野外卓】バリアフリー化の数値基準・詳細な整備内容		
ソフト	障害者等への情報提供	—	法律を踏まえた基本的事項	都市公園における詳細な対応内容		
	施設の適正利用推進	—	法律を踏まえた基本的事項	都市公園における詳細な対応内容		
	障害者等への利用支援	—	—	都市公園における詳細な対応内容		
普及啓発		移動等円滑化基準・ガイドラインを含めた都市公園のバリアフリーの普及啓発（説明会・研修等）				

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

1. 国が定める基本方針
 - 移動等円滑化の意義及び目標、施設設置管理者が講ずべき措置 等
2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進
 - 特定公園施設の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
 - 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
 - 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
5. 当事者による評価

バリアフリー法施行令

- 特定公園施設
… 園路及び広場、駐車場、便所 等

バリアフリー法施行規則

- 特定公園施設の例外規定
… ①保存・保全が必要な文化財や史跡・名勝等が存在、②山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している地形、③自然環境や動植物の生息地を保全することが必要な場所は、移動等円滑化が困難なものとして、特定公園施設から除外

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令

- 都市公園移動等円滑化基準

移動等円滑化の促進に関する基本方針【告示】

- 移動等円滑化の目標
… 都市公園は、①園路及び広場、②便所、③駐車場の目標を設定
- 施設設置管理者が講ずべき措置
… 適切な情報の提供、高齢者障害者等用施設等の適正利用の推進 等

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

… バリアフリー法及び同法に基づく政省令の施行を受け、公園管理者等が公園施設の整備を行う際により具体的な指針として策定

【ハードについて】

- バリアフリー法の政省令により、バリアフリー化を義務付ける特定公園施設は、
 - ①高齢者・障害者等の円滑な移動や利用上の利便性等の確保のためにバリアフリー化の必要性が高い
 - ②全国一律の基準による適合義務を定めることが適当の要件を満たす12施設であり、ガイドラインの対象施設も基本的に当該12施設となっているところ。
- バリアフリー法に基づく特定建築物・特別特定建築物に該当する公園施設は、建築物移動等円滑化基準への適合義務が課せられるとともに、そのガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が策定されているため、主として、建築物の基準等に基づきバリアフリー化を行う。
- また、都市公園移動等円滑化基準への適合義務は、特定公園施設の新設・増設・改築時となっており、既存施設には努力義務が課せられているところ。

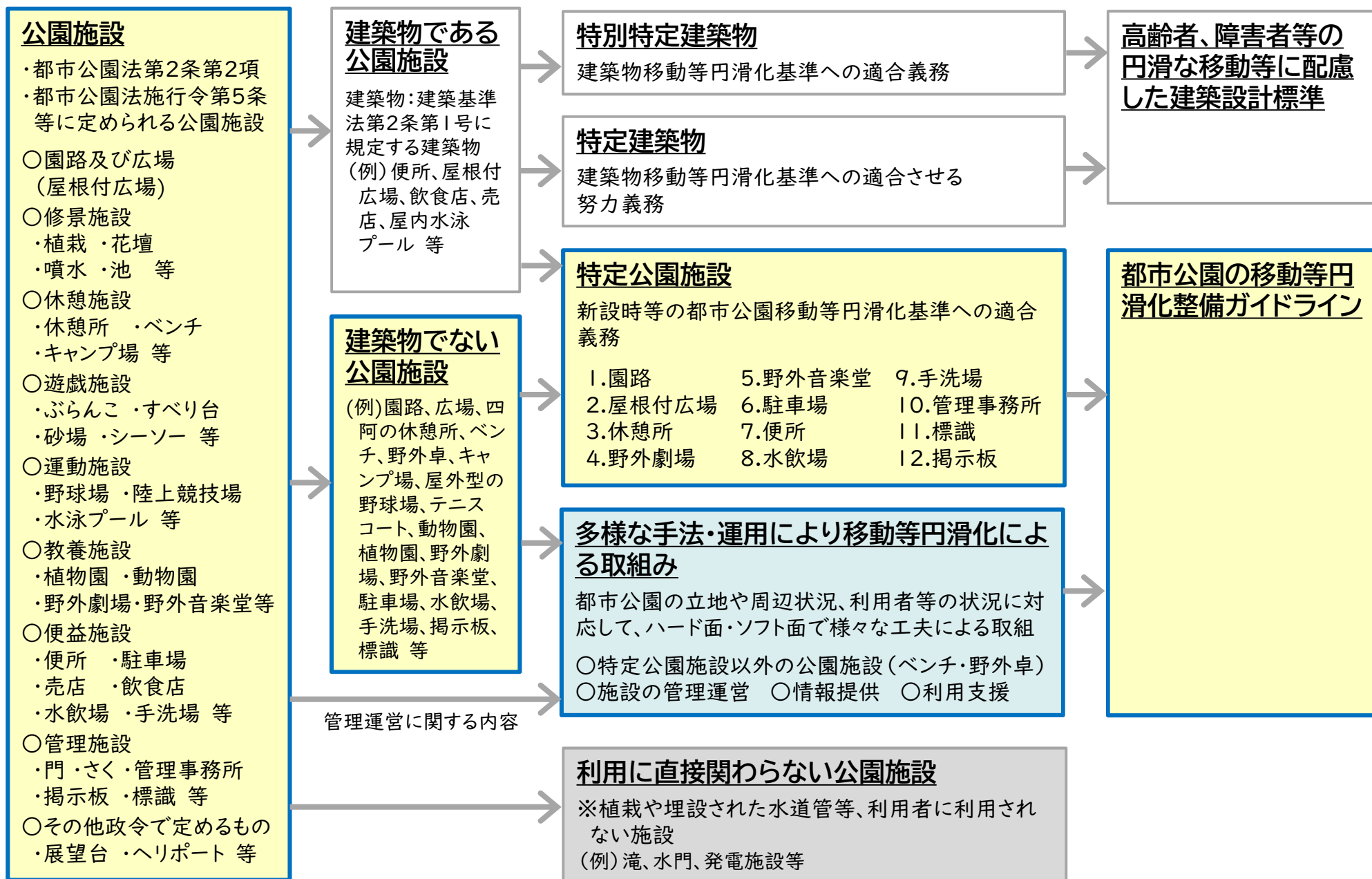
ガイドラインでは、特定公園施設の整備時に留意すべき基準を定めることを基本とし、必要に応じて、対象施設の追加を行うものとする。

※バリアフリー化した施設の維持管理や、その後のニーズを踏まえた機能向上も重要であるため、留意事項として付記

【ソフトについて】

- ソフトの取組は、都市公園移動等円滑化基準に記載はないが、バリアフリー法や基本方針において、都市公園における対応が努力義務として位置付けられているところ。

ガイドラインでは、バリアフリー法・基本方針において努力義務化された取組に関する詳細な内容を定めることを基本とし、必要に応じて、その他のソフトの取組を定めるものとする。



バリアフリー法

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十五 **特定公園施設** 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例(国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

バリアフリー法施行令

(特定公園施設)

第3条 法第2条第15号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの(法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第13条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。)とする。

- | | |
|---|---|
| ①都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場 | ／ |
| ②屋根付広場 | ／ |
| ③休憩所 | ／ |
| ④野外劇場 | ／ |
| ⑤野外音楽堂 | ／ |
| ⑥駐車場 | |
| ⑦便所 | ／ |
| ⑧水飲場 | ／ |
| ⑨手洗場 | ／ |
| ⑩管理事務所 | ／ |
| ⑪掲示板 | ／ |
| ⑫標識 | |

バリアフリー法

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十八 **特定建築物** 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十九 **特別特定建築物** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(以下この条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

4. 都市公園移動等円滑化基準の例外規定の適用の考え方

- バリアフリー法に基づく政省令において、都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難な①～③の施設は、特定公園施設から除くものとされている。
 - ①文化財保護法、古都保存法等に規制の適用を受けるもの
 - ②山岳丘陵地等の著しい傾斜地に設けるもの
 - ③自然環境の保全が必要な場所・動植物の生息地等として保全する必要がある場所に設けるもの
- 一方で、これらの施設は当該公園において、主要な来園目的となっている場合もあるため、公園の設置目的、公園整備計画、管理運営方針等も踏まえつつ、当事者を含む多様な公園利用者の意見を聴取もしながら、都市公園移動等円滑化基準への適合やガイドラインに沿った整備等を含む、バリアフリー化の検討が必要。(資料5-1 P22参照)

例外規定が適用可能な公園におけるバリアフリー化の取組事例

- ・ 浜離宮恩賜庭園等(東京都):国指定特別名勝及び特別史跡



車椅子で通行可能なルートやトイレ(位置、設備・機能)を表示した案内サイン



歴史的景観に配慮し、最小限の整備で対応した車椅子使用者用駐車施設(一般車用の駐車場はない)



砂利敷きや石張りの園路でもスムーズに通れる特殊車椅子の貸出や、現地職員による車椅子使用者等の介助

5. ガイドラインの整備内容区分の考え方について

- 現行のガイドラインでは、都市公園移動等円滑化基準に基づく適合義務がある事項も、「○標準的な整備内容」に記載されているところ。
- 今回の改訂では、整備内容区分に「◎：移動と円滑化基準に基づく整備内容」を新設し、適合義務がある事項(◎)とそれ以外の事項(○、◇)を明確化。
- また、公園管理者にバリアフリー化への気付きを促す観点から、ガイドラインはできる限り充実することが望ましいが、公園によって置かれている状況は大きく異なるため、一律の実施を求めることが困難な事項は、「◇：望ましい内容」に位置付け、公園の規模、立地、施設内容、利用状況に応じて実施する旨を明文化。

【ガイドライン(改訂案)における記載】

<ガイドラインの整備内容区分>

- ◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容
都市公園移動等円滑化基準(※)に基づく適合義務があるもの
- ：標準的な整備内容
社会的な変化や公園利用者の要請に合わせた標準的な整備内容で、積極的な対応が求められるもの
- ◇：望ましい整備内容
上記の整備を行った上で、公園の規模、立地、施設内容、利用状況等に応じて、さらなる円滑な移動等の実現等に配慮したもの

※ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
(平成18年国土交通省令第115号(平成24年3月1日改正))